

【平成 3 1（令和元）年度版】

（R 元.10.1 修正）



佐世保市役所 子ども支援課

**施設の利用を希望する方は、  
この「しおり」をよくご覧いただき、手続きを行ってください。**

### 【お問い合わせ先】

佐世保市役所 子ども支援課 保育幼稚園係

<住所> 〒857-0042 佐世保市高砂町 5 番 1 号（中央保健福祉センター 4 階）

<電話> (0956) 24-1111

施設の利用について……………内線 5433～5434

利用者負担金（保育料）の支払いについて……内線 5432

佐世保市のホームページにも、大事なお知らせを掲載しています。

市 H P <http://www.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kosodate/index.html>

メ 毛 欄

# もくじ

利用にあたってのポイント	3
【1 子ども・子育て支援新制度とは？】	4
【2 教育・保育給付認定について】	4
【3 乳幼児施設とは？】	5
【4 保育を必要とする要件について】	6
【5 申込み方法について】	7
【6 申込みに必要な書類】	8
【7 施設利用の調整（選考）について】	11
【8 施設を利用できる期間】	12
【9 2号・3号認定子どもにおける育児休業期間中の取扱いについて】	12
【10 施設利用中の手続きについて】	12
【11 利用している施設を変更する際の手続きについて】	13
【12 施設をやめるとき（退所）】	14
【13 幼児教育・保育の無償化について】	15
【14 保育所等の利用者負担金（保育料）について】	17
【15 病児保育室について】	22
【16 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書について】	24



## 利用にあたってのポイント



※しおりをまとめたものですので、詳細は次ページ以降をご確認ください。

### 保育園等利用（2、3号認定）には、要件が必要です

(P.6)

保護者が以下の「保育を必要とする」要件にあるいずれかの理由により、子どもの保育を必要とする状態であることが必要です。（申請にはそれらを証明する書類が必要となります）

就労、介護・看護、就学（いずれも月60時間以上）、妊娠・出産、疾病・障がい、求職等

※育児休業を要件とする場合は、就労要件での施設利用を経た上で仕事復帰前提での継続利用に限ります。（育休要件での新規利用はできません）

### 要件によって、利用期間が異なります

(P.6、P.12)

【期限がある主なもの】※継続利用には、別の要件が必要となります。

○求職活動：3か月

○妊娠・出産：出産予定日の前月から産後8週目の日の翌日が属する月末

○育児休業：出産した子どもが満1歳になる月まで

※育児休業を1年以上取得される場合や、同休業中にさらに出産された場合でも、育児休業を要件とする利用期間は上記のとおりですのでご注意ください。

### 利用負担額（保育料）

(P.9、P.17)

○保護者（父・母等）の市民税額（所得割、均等割）の合計で決定します。

※家庭の都合や病気等で欠席した場合は、保育料の日割りはできません。

### 申請締め切り

(P.11)

利用希望「月」の2か月前（4月、12月～3月入園希望は、この限りではありません）

### 利用開始日

(P.11)

○原則として、毎月1日

○産休・育休明けや新たに仕事を始めるとき

就労開始日の約2週間前（施設の開所日で12日前）から利用を希望することができます。

### 要件、住所等が変わった場合は届出が必要です

(P.12)

○必要書類を、変更を希望する月の2か月前までに提出してください。

○退園する場合は、退園希望日の1週間前までに提出してください。（遡及退所は不可）

※欠席が続くとき（保育所等の開所日で連続13日以上）などの場合は、退所となる場合があります。

※市外へ転出し、同じ園を利用希望する場合も届出が必要です（ない場合は円滑な利用ができません）



## 【1 子ども・子育て支援新制度とは？】

平成27年4月1日から、国が創設した「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。この制度は、子育てしやすい、働きやすい社会を目指し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目的とした制度となっています。



## 【2 教育・保育給付認定について】

教育・保育給付認定とは、施設を利用するために必要となるものです。保護者の状況や利用を希望する施設等により、受けていただく認定区分が異なります。それぞれの認定区分の違いは、以下のとおりです。

**原則として、佐世保市に居住し、住民登録をしていることが必要です。**

認定区分	実施年齢	認定の要件 ※1	利用できる施設			
			幼稚園 ※2	認可保育所	認定こども園	地域型 保育事業
1号認定	3～5歳	<b>2号以外</b>	○		○	
2号認定		<b>保育を 必要と する</b>		○	○	
3号認定	0～2歳			○	○	○

(※1) P.6の【4 保育を必要とする要件について】をご覧ください。

(※2) 利用にあたって、教育・保育給付認定とは異なる「施設等利用給付認定」が必要となる幼稚園もあります。

本来、2号・3号認定を受ける場合、保護者の就労時間等の状況により「保育標準時間」・「保育短時間」での区分に分けて認定し認定された時間に応じて保育を行いますが、佐世保市ではこの区分に関わらず、「保育標準時間」での保育のみ行っています。

これに伴い、保育標準時間として定められている「最長11時間」施設をご利用になれます。ただし、利用時間が11時間を超える場合は、延長保育料金がかかる場合があります。

また、1号認定の利用時間は、原則4時間（教育標準時間）となります。（長期休暇中（夏休み等）を除く。）

なお、家庭で保育できる状態になったときは、「保育を必要とする」要件がなくなりますので、保育所や地域型保育事業等を利用できなくなります。

ただし、認定こども園の場合は、利用している施設で、1号認定の定員枠に空きがあれば、認定号数を1号認定に変更した上で、継続して利用できる場合があります。



### 【3 乳幼児施設とは？】

乳幼児施設とは、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所（小規模、家庭的保育事業所）等の、子どもを預ける施設のことです。

幼稚園 ※3	満3歳以上の子どもたちに対し、就学以降の教育の基礎を作るための「 <u>幼児教育</u> 」を行う学校
認可保育所	就労などにより <u>家庭で保育ができない保護者に代わって「保育」を行う施設</u>
認定こども園	認可保育所と幼稚園の両方の特徴を兼ね備え、「 <u>保育</u> 」と「 <u>幼児教育</u> 」の両方を行う施設
地域型保育事業所	0歳児から2歳児までの子どもに対し、 <u>家庭で保育ができない保護者に代わって少人数で「保育」を行う施設</u>
認可外保育施設 ※3	県の認可を受けていない「保育」を行う施設

乳幼児施設を利用するためには、まず住民登録をしている市役所で「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

（※3）一部の幼稚園・認可外保育施設等について

子ども・子育て支援新制度に移行していない一部の幼稚園は、佐世保市には5園あり、以下の施設が該当します。

- |             |             |         |
|-------------|-------------|---------|
| ① 早岐くりのみ幼稚園 | ② 黒髪くりのみ幼稚園 | ③ 広田幼稚園 |
| ④ 進徳幼稚園     | ⑤ 吉井中央幼稚園   |         |

上記5つの幼稚園または認可外保育施設等に入園を希望する場合は、直接施設に入園手続きを行ってください。無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受けていただく必要があります。



1号と2号・3号の違いは？  
**➔利用者負担金（保育料）と利用できる時間が違います。**



## 【4 保育を必要とする要件について】

保育所や認定こども園等を利用するために、2号・3号認定を受ける場合は、以下の要件が必要です。

**保護者が以下の「保育を必要とする」要件にあるいずれかの理由により、子どもの保育を必要とする状態であること**

### <保育を必要とする要件の詳細>

要件	詳細	利用できる期間
① 就労	家庭外・家庭内（自営業・内職等）で働いている（就労予定も含む）	区切りなし
② 妊娠・出産	母親が出産の前後である	出産の前後※4
③ 疾病・障がい	保護者の心身に病気や障がいがある	区切りなし
④ 介護・看護	同居の家族またはその他の親族が、病気や障がいにより常時介護・看護を必要とする	区切りなし
⑤ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	区切りなし
⑥ 災害復旧	火災や風水害や地震などの復旧にあたる	区切りなし
⑦ 就学	職業訓練校や大学等に就学している	終了日が属する日の末日まで
⑧ 求職活動	求職活動をしている	年度内原則 3 か月（90 日間）※5
⑨ その他	上記①～⑧に類する状態として保育が必要と判断される	状況による

### <保育を必要とする要件として認められる状況>

上記①、④、⑦、⑨については、月60時間以上のもの、またはそれに等しい状態と認められるものが保育を必要とする要件に該当する基準となります。

（※4） 出産予定日の前月 1 日から、産後 8 週目の日の翌日が属する月末までの期間となります。【例：7/1 出産予定の場合 ➡ 6/1 から 8/31 まで】

（※5） 【例：8/20 退職の場合 ➡ 8/21 から 11/30 まで】

※ 保育を必要とする要件の状況が変わった場合にも、手続きが必要となります。

P.12 の【10 施設利用中の手続きについて】をご覧ください。



## 【5 申込み方法について】

市役所子ども支援課や保育所等で必要書類を入手します。

### ① 申請

利用希望月の2か月末までに、子ども支援課または保育所等に給付認定の申請と保育所等の利用申請を行います。

### ② 教育・保育給付認定通知書交付

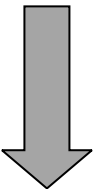
子ども支援課から教育・保育給付認定通知書が交付されます。

### ③ 利用調整

申請者の希望や施設の状況などにより、佐世保市が利用調整を行います。

### ④ 利用調整の結果通知

子ども支援課から、通知または電話にて結果をお知らせします。



ご希望の施設に利用が決まらなかった場合

### ⑤ 施設との打ち合わせ

保護者の方から、利用が決まった施設に連絡していただき、必要なものなどの打ち合わせを行ってください。

### ⑥ 料金等の通知

子ども支援課から、「利用承諾書」「利用者負担額決定通知書」を送付します。

### ⑦ 施設利用開始

支所では書類の配布・受付は行っておりません。

◆利用を希望する施設を決める際は、事前に必ず施設を見学し、保育内容や送迎が可能かどうかを確認してください（見学する場合は、必ず事前に施設に連絡のうえ、日程を決めてください）。

◆教育・保育給付認定について → P.4 参照

◆利用申請について → P.8~11 参照

◆教育・保育給付認定と施設利用の申請は、同じ書類で行うことができます。

◆教育・保育給付認定通知書が届いても、施設の利用が決定したわけではありません。

◆交付に時間がかかる場合があります。

◆希望された施設に空きがない等の理由で希望の施設に利用が決まらなかった場合は、子ども支援課からお知らせします。空き待ちするか別施設を検討していただくことになります。

※ 空き待ち → 空きが出るまで連絡しません。

1 施設での空き待ちとなります。

◆提出していただいた申請書は、年度末まで有効です。

◆施設との利用契約は、施設のタイプによって契約相手が異なります。

◆認可保育所

→ 保護者と市役所間で利用契約

認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所等

→ 保護者と各施設間で利用契約

となります。

◆私立認可保育所の利用者

…利用承諾書・利用者負担額決定通知書

◆保育所（公立）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所の利用者

…利用者負担額決定通知書





## 【6 申込みに必要な書類】

### 〈すべて※6の方が必要な書類〉

必要な書類	注意点
① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼保育所等利用申込書）	18歳以上の方は押印が必要です。
② 保育を必要とする証明書類	下表のうち、父・母それぞれ該当する要件の書類を提出してください。

上記①・②の様式は、子ども支援課・宇久行政センター・各施設にあります。

（※6）一部の幼稚園・認可外保育施設等は、①とは異なる『施設等利用給付認定申請書』の提出が必要となる場合があります。

### 〈保育を必要とする要件の証明書類〉

保護者の状況等	必要な書類
常勤・パート・内職の場合	<b>就労証明書（勤務・内職等）</b> ・事業主による証明が必要です。 ・産休・育休から復帰する場合は、該当する期間の記入が必須となります。
自営業・農業・漁業の場合 ※親族が会社を経営する場合はこちら	<b>就労証明書（自営業等）</b> ・民生児童委員等の証明が原則必要です。 ・直近の源泉徴収票または確定申告書の控え（第1表・第2表）を添付する場合、民生児童委員等の証明は省略することができます。
出産する場合	<b>保育所等利用申立書 + 母子健康手帳の写し</b> (出産・分娩予定日のわかるページ)
保護者が病気または心身に障がいがある場合	<b>疾病・障がい申立書</b> ・病院の医師からの証明が必要です。
保護者が病人や心身障がい者を看護（介護）している場合	<b>介護・看護申立書</b> ・介護・看護を受ける方の病院の医師からの証明が必要です。
虐待やDVのおそれがある場合	<b>公的機関の証明書</b>
職業訓練校や大学等に就学している場合	<b>保育所等利用申立書 + 在学証明書 + カリキュラム + 時間割</b> ・就学予定の場合は、先に合格通知等の写しを提出し、就学後、在学証明書を提出してください。
求職活動をする場合	<b>保育所等利用申立書 + 求職活動が確認できる書類</b> (ハローワークカードの写し等)

必要な書類が全部揃わなければ、正式な受付となりませんのでご注意ください。  
書類の提出が遅れると、希望日から利用できない場合があります。

<利用者負担金（保育料）を決定するための書類>

	世帯の状況	必要な書類
1	佐世保市在住の方	原則書類の提出は必要ありません。 ※ 税未申告などで税情報が確認できない場合、申告を依頼することがあります。
2	平成 31 年 1 月 1 日時点で佐世保市外在住の方	※①②どちらかの提出が必要です。 ① 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書（詳細は P.24） ② 平成 31(令和元)年度住民税所得課税証明書（写し可） （H31.1.1 時点の住所地の市区町村が発行するもの）
3	平成 31 年 1 月 1 日時点で海外在住の方	海外在住中の所得額・控除額がわかる書類 ・ W2form 2018（H31.1.2 以降転入の場合） ・ 会社からの給与支払証明書 など ※ 収入がなかった場合は、なかった旨記入したものを提出してください。

- ※ 上記の書類は、**所得額・控除額・課税額が記載されたもの**を提出してください。
- ※ 自治体によっては、所得額や控除額等が記載されていない証明書を発行する場合がありますので、必ず確認をしたうえで取得してください。
- ※ **以下**の場合は、その扶養義務者の市町村民税額も保育料算定の対象となる**ことがあります**。

- 家計の主宰者が父母以外の扶養義務者の場合
- 保護者が祖父母の事業専従者となっている場合
- 同居祖父母の収入が父母より高い場合 など

※ 利用者負担金（保育料）の決定方法等については、P.17 をご覧ください。

④ その他



ひとり親の場合

ひとり親家庭の場合は、前記①の申請書（兼申込書）の「ひとり親家庭」欄の「該当」にチェックしてください。また、以下の書類の提出が必要です。

- ・ 児童扶養手当受給者証の写し
  - ・ 母子・父子福祉医療費受給者証の写し
- ➡上記どちらの受給もない場合、「戸籍謄本」を提出してください。

※未婚のひとり親で、保育料の算定における寡婦（夫）控除のみなし適用を申請する場合は、戸籍謄本の提出が必要です。

## 在宅障がい児（者）等の場合

子どもまたは同一生計の家族が次のいずれかに該当する場合は、前記①の申請書（兼申込書）の「障害者手帳等の有無」欄の「有」にチェックしてください。

また、以下の方は、**該当する手帳や証書等の写し**を提出してください。

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・特別児童扶養手当の認定を受けている方
- ・国民年金の障害基礎年金等を受給されている方

※ 所得によっては**保育料減免の対象となる場合があります**。また、その子どもが該当するときは、障がい児保育等の対象となる場合がありますので、減免の有無にかかわらず、記入・提出をお願いします。

## 生活保護等を受給中の場合

生活保護受給中の場合や、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給の場合、前記①の申請書（申込書）の「生活保護等適用の有無」欄の「有」にチェックしてください。

## 同一世帯内で幼稚園等の施設に通う兄・姉がいる場合

**保育料のきょうだい児減免が適用されます。**

以下に該当する場合は、平成31年4月1日以降に兄、姉が在籍している施設で証明を受けた所定の「**在園証明書**」を提出してください。

「在園証明書」は、子ども支援課、宇久行政センター、各施設にあります。

※ **幼稚園・認定こども園の場合は、在園証明書の提出は不要です。**

### 【在園証明書が必要な場合（施設）】

米海軍基地内の幼稚園や小学校、特別支援学校幼稚部  
児童発達支援センター（すぎのこ園等）、難聴幼児通園施設、  
肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または  
児童デイサービスを利用している就学前の兄・姉がいる場合



## 【7 施設利用の調整（選考）について】

2号・3号認定子どもの施設利用の調整は、利用希望開始月の前月初旬に行います。

（利用基準につきましては、佐世保市ホームページに掲載しています）

希望施設や利用希望開始日等に変更があるときは、子ども支援課へ早めに連絡してください。選考結果は、通知または電話で連絡します。

認定こども園及び地域型保育事業所の場合は、施設との直接契約となりますので、利用が決定したら、施設と契約を行ってください。

※ 申込書は年度末（3月末）まで有効です。

したがって、空き待ち等で利用できていない方は新年度（4月以降）の申込みが改めて必要になります。

### ● 利用調整スケジュール（年間） ●

利用開始希望月	申請締切日	利用調整時期
4月	前年11月末（一次受付）	前年12月
5月	3月末	4月
6月	4月末	5月
7月	5月末	6月
8月	6月末	7月
9月	7月末	8月
10月	8月末	9月
11月	9月末	10月
12月～翌年3月	10月末	11月

※あくまで予定ですので、変更する場合があります。

※土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除きます。

### <利用開始日について>

利用開始日は、原則として毎月1日からとなります。ただし、やむを得ない場合に限り、月途中からの利用ができます。

『求職活動』での利用開始日は必ず月の初日のみで、利用希望開始月の2ヶ月前までに申込みが必要です。利用できる期間は年度内に原則3ヶ月となります（年度をまたぐ場合でも、連続して3ヶ月を超える利用はできません）。

産休・育休明けや新たに仕事を始めるときは、就労開始日の約2週間前（施設の開所日で12日前）から利用を希望することができます。



## 【8 施設を利用できる期間】

施設を利用できる期間は、原則として以下のとおりです。

1号認定	満3歳から、小学校就学前まで
2号認定	満3歳から、小学校就学前までの期間のうち、保育を必要とする期間（教育・保育給付認定通知書の認定期間）
3号認定	0歳から、満3歳に達する日の前々日までの期間のうち、保育を必要とする期間（教育・保育給付認定通知書の認定期間）

※ ただし、3号認定の期間が満3歳の年齢到達によって満了した場合は、自動的に2号認定に変更になります（手続きは不要です）。



## 【9 2号・3号認定子どもにおける育児休業期間中の取扱いについて】

2号・3号認定を受け、就労要件で施設を利用しており、下の子どもの出産に伴い産前産後休暇および育児休業を取得する場合（育児・介護休業法の規定に基づく育児休業）であれば、出産した子どもが満1歳に到達する日の属する月の末日まで、上の子どもは継続して利用することができます。

その後、育児休業からの復帰に伴い再度利用を希望する場合は、要件変更の手続きが必要となります。

また、次の場合にも、上の子どもは継続して利用することができます。

- ① 育児休業から復帰するにあたり、出産した子どもが希望する施設を利用できない場合は、出産した子が満1歳に達する日以後の最初の3月31日まで
- ② 次年度に小学校へ就学を控えており、育児休業での教育・保育給付認定有効期間が12月末日以降の場合は、3月31日まで



## 【10 施設利用中の手続きについて】

以下のような場合は、速やかに子ども支援課に連絡し、『教育・保育給付認定変更申請書』等を提出してください。また、**保育を必要とする理由に虚偽の報告があったときは、施設利用ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。**

※施設等利用給付認定を受けている方は、『施設等利用給付認定変更申請書（兼申請内容届出書）』等の提出が必要です。

## <すべての認定区分共通>

- ① 婚姻・離婚・死亡等により児童の保護者に変更があった場合（改姓や住所変更も含む）
- ② 修正・更正・還付申告により税額が変更になった場合
- ③ 市外へ転出する場合（引き続き施設の利用を希望する場合は、事前に子ども支援課および転居先の市町村役場にご相談ください）
- ④ 教育・保育給付認定区分（1号認定⇔2号認定）の変更を希望する場合※
- ⑤ その他、申込事項に変更があった場合（市内転居や同居家族の増減など）

※ **認定区分変更を希望する月の2か月前までに利用している施設**に提出してください。（3号認定の子が満3歳に到達した場合は自動的に2号認定になりますので、手続きは不要です）

認定区分変更は、原則として状況の変化（就労時間の増減、世帯状況の変更、保育要件の変更等）があることを想定しています。

## <2号・3号認定のみ>

保育を必要とする理由が変更になったとき  
（例：勤務先を変更した場合、退職をした場合等）

※ 勤務先が変更になる場合や退職をした場合は、保育を必要とする要件が変更になりますので、変更後の「保育を必要とする証明書類」が必要です。



## 【11 利用している施設を変更する際の手続きについて】

利用している施設を変更する場合は、利用している施設を退所し、変更する施設で入園手続を行う必要があります。

## <1号認定の場合>

- ① **認定区分（号数）の変更を伴わない場合**  
『教育・保育給付認定申請書』を子ども支援課に提出したうえで、変更先の施設で入園手続を行ってください。
- ② **2号認定に変更して認可保育所や認定こども園に変更を希望する場合**  
P.7の【5 申込み方法について】の流れに沿って手続きを行ってください。

## <2号・3号認定の場合>

### ① 認定号数の変更を伴わない場合

『教育・保育給付認定申請書』を子ども支援課に提出してください。施設の変更が決定したら、子ども支援課から連絡します。

認定こども園を希望される場合は、その後施設と直接入園手続を行ってください。

### ② 認定号数の変更を伴う場合

1号認定に変更する場合は、『教育・保育給付認定申請書』を子ども支援課に提出してください。教育・保育給付認定通知書が届いたら、利用希望する施設と直接入園手続を行ってください。

※ 施設の変更の場合は、1号認定、2号・3号認定ともに、毎月1日付けの異動で受付をしています。

※ 必要書類については、変更を希望する月の2か月前までに提出してください。



## 【12 施設をやめるとき（退所）】



### <認可保育所をやめる場合>

退所を希望する日の 1週間前までに、利用施設または子ども支援課に『退所届』を提出してください。

『退所届』の提出が遅れた場合、遡っての退所はできませんので、その後も施設に在籍しているとみなして保育料を納入していただきます。

※ なお、以下の場合は退所していただくことがあります。速やかに利用施設または子ども支援課に連絡してください。

- ① 保育を必要とする理由がなくなったとき
- ② 『保育を必要とする理由』に虚偽の報告があったとき
- ③ 欠席が続くとき（保育所等の開所日で連続13日以上）

### <幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所をやめる場合>

退園の手続きが必要ですが、手続方法については、各施設にお尋ねください。



## 【13 幼児教育・保育の無償化について】

### ＜制度の概要＞

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、令和元年10月1日から幼稚園及び保育所等の利用者負担額（保育料）の無償化が始まりました。

### ＜対象者・無償化範囲＞

対象者及び無償化の対象範囲は以下のとおりです。なお、給食費や教材費、行事費、通園送迎費等は無償化の対象外となるため、引き続き保護者負担となります。

利用施設等	対象児童	無償化範囲
保育所	3～5歳児（2号認定）	保育料無償化
	0～2歳児（2・3号認定） で市民税非課税世帯の児童	
認定こども園	満3～5歳児（1号認定）	
	3～5歳児（2号認定）	
	0～2歳児（2・3号認定） で市民税非課税世帯の児童	
地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、家庭的保育事業）	3～5歳児（2号認定）	
	0～2歳児（2・3号認定） で市民税非課税世帯の児童	
幼稚園	満3～5歳児（1号認定）	
幼稚園の預かり保育 ※7 （認定こども園1号の預かり保育を含む）	保育の必要性が認められる 3～5歳児の児童 満3歳の誕生日から最初の 3月31日までの期間は、 市民税非課税世帯の児童	上限額 「月の利用日数×450円 （最大11,300円/月）」 （満3歳の期間は最大 16,300円/月）

（※7）預かり保育（認定こども園を含む幼稚園の預かり保育）の保育料が無償化の対象となるためには、保育の必要性を確認するため、事前に施設等利用給付2・3号認定を受ける必要があります。

★病児保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象となる場合があります。（ただし、認可保育所、認定こども園、幼稚園等を利用（入園）していないことが条件となります。）

詳しくは佐世保市ホームページ等でご確認ください。







## <副食費の取扱いについて>

### ① 副食費の概要

これまで、2号認定の副食費（おかず、おやつ代等）は保育料に含まれておりましたが、国において無償化の対象外とされたことから、引き続き保護者負担となります。

### ② 副食費の料金設定及び納付方法について

設定料金や納付方法は各施設において異なりますので、あらかじめ各施設へご確認ください。

### ③ 副食費の免除対象者

1号及び2号認定のうち、下表中「○」の箇所に該当する方の副食費は免除となります。（3号認定については、保育料の中に給食費が含まれています。）

階層	階層区分	教育認定 (1号認定)			保育認定(2号認定)				
		平成31年3月31日 時点で満3歳以上							
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子		
1	A	生活保護世帯	○	○	○	○	○	○	
2	B2	Bまたは B1のうち母子世帯等	○	○	○	○	○	○	
3	B1	Bのうち 均等割非課税世帯	○	○	○	○	○	○	
4	B	所得割非課税世帯	○	○	○	○	○	○	
5	C2	Cまたは C1のうち母子世帯等	○	○	○	○	○	○	
6	C1	市 民 税 所 得 割 課 税 額	48,599円以下	○	○	○	○	○	○
7	C		57,699円以下	○	○	○	○	○	○
			77,100円以下	○	○	○			○
8	D1		96,999円以下			○			○
9	D2		168,999円以下			○			○
10	D3		211,200円以下			○			○
11	D4		300,999円以下			○			○
12	D5		396,999円以下			○			○
13	D6	397,000円以下			○			○	

#### ※第1子・第2子・第3子のカウントについて

1号認定子ども：原則、小学3年生から第1子と数えます。

2号認定子ども：原則、保育所等を利用している子どもから第1子と数えます。



## 【14 保育所等の利用者負担金（保育料）について】

利用者負担金（保育料）は、世帯にかかる市民税額、子どもの支給認定区分、きょうだいの状況等によって佐世保市が設定した負担区分に応じて決定します。

### <保育料の決定>

- ① 保護者（父・母等）の市民税額（所得割、均等割）で決定します。

適用期間	市民税課税年度（算定年）
令和元年9月～令和2年8月分利用料	平成31(令和元)年度（H30.1～12）
令和2年9月～令和3年8月分利用料	令和2年度（H31.1～R元.12）

- ② 令和元年9月から令和2年3月分〔平成31(令和元)年度分〕の保育料の年齢区分は、利用する子どもの平成31年3月31日時点の満年齢（クラス年齢）で決定します。

令和2年4月から令和3年3月分〔令和2年度分〕の保育料の年齢区分は、利用する子どもの令和2年3月31日時点の満年齢（クラス年齢）で決定します。

例えば、年度途中で3歳の誕生日を迎え、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度末まで3号認定の保育料となります。

- ③ 2人以上の子どもが同時に施設を利用する場合（別の施設でも可）は、半額免除・全額免除の軽減があります。

※ 子どもの兄・姉が幼稚園等に通園している場合も、保育料について同様の軽減があります（兄・姉の在園証明書の提出が必要 → P.10 参照）。

### 【 学齢（クラス年齢） 】

令和元年度	令和2年度	生 年 月 日
0 歳児	0 歳児	平成31年4月2日 ～
	1 歳児	平成30年4月2日 ～ 平成31年4月1日
1 歳児	2 歳児	平成29年4月2日 ～ 平成30年4月1日
2 歳児	3 歳児	平成28年4月2日 ～ 平成29年4月1日
3 歳児	4 歳児	平成27年4月2日 ～ 平成28年4月1日
4 歳児	5 歳児	平成26年4月2日 ～ 平成27年4月1日
5 歳児		平成25年4月2日 ～ 平成26年4月1日

## 令和元年10月以降 佐世保市利用者負担金（保育料）

階層	階層区分	教育認定 (1号認定)	保育認定(2・3号認定)						
			満3歳以上		満3歳未満		(平成31年3月31日時点の年齢)		
			国基準額	佐世保市	国基準額	佐世保市	国基準額	佐世保市	
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
2	B2	Bまたは B1のうち母子世帯等	0	0	0	0	0	0	
3	B1	Bのうち 均等割非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
4	B	所得割非課税世帯	0	0	0	0	19,500	12,400	
5	C2	Cまたは C1のうち母子世帯等	0	0	0	0	9,000	8,300	
6	C1	市民税 所得割 課税 額	48,599円以下	0	0	0	0	19,500	17,600
7	C		77,100円以下	0	0	0	0	30,000	22,200
8	D1		96,999円以下	0	0	0	0	30,000	27,000
9	D2		168,999円以下	0	0	0	0	44,500	33,600
10	D3		211,200円以下	0	0	0	0	61,000	40,000
11	D4		300,999円以下	0	0	0	0	61,000	44,000
12	D5		396,999円以下	0	0	0	0	80,000	48,000
13	D6	397,000円以上	0	0	0	0	104,000	62,400	

- ※ 1 上記金額は第1子目の金額であり、2子目は1/2の金額、3子目は無料となります。  
(ただし、C2階層の方は2子目以降が無料となります。)
- ※ 2 人数の数え方は、保育所等を同時に利用する兄弟からカウントします。
- ※ 3 保育認定のA～C階層（**所得割課税額が57,699円以下に限る**）に該当する方は別紙【所得制限内用】  
もご覧ください。
- ※ 4 2号・3号認定の階層ごとの利用者負担額（保育料）は、平成31年3月31日時点での満年齢で適用と  
なりますので、**年度途中で満3歳になられた場合であっても、負担額（保育料）は変わりません。**
- ※ 5 利用する施設・事業、公私立を問わず、認定区分ごとに同一の負担額となります。
- ※ 6 令和元年9月～令和2年8月分保育料は平成31（令和元）年度の市民税額に基づく保育料となります。
- ※ 7 保育料算定の際に使用する市民税所得割課税額は、子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第2号の  
内閣府令で定める規定により、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除がある場合、税額控除額を加算  
した額となります。
- ※ 8 「母子世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯をいいます。
- ※ 9 3号認定保育料には、給食（材料）費を含みます。
- ※ 10 この保育料のほかに、**給食費（主食費・副食費）**、行事代、バス利用代などの実費徴収費や上乗せ徴収  
費がかかることがあります。

令和元年10月以降 佐世保市利用者負担金（保育料）【所得制限内用】

階層	階層区分	教育認定 (1号認定)		保育認定(2・3号認定)				
				満3歳以上		満3歳未満		
				(平成31年3月31日時点の年齢)				
		国基準額	佐世保市	国基準額	佐世保市	国基準額	佐世保市	
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	B2	Bまたは B1のうち母子世帯等	0	0	0	0	0	0
3	B1	Bのうち 均等割非課税世帯	0	0	0	0	0	0
4	B	所得割非課税世帯	0	0	0	0	19,500	12,400
5	C2	Cまたは C1のうち母子世帯等	0	0	0	0	9,000 2子目以降 無料	8,300 2子目以降 無料
6	C1	市民税 48,599円以下	0	0	0	0	19,500	17,600
7	C	所得割 57,699円以下	0	0	0	0	30,000	22,200
		課税額 77,100円以下						

※ 上記階層に該当する方（保育認定の77,100円以下を除く（太いラインより階層が低い方））は、原則として一番年長の兄弟児から数えて2子目は半額、3子目以降は無料となります。

（ただし、C2階層の方は2子目以降が無料となります。）

## <保育料の納入方法>

### ① 幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所

保育料の納付期限や納入方法等は、各施設で決定していますので、各施設にお尋ねください。

### ② 認可保育所

保育料の納付期限や納入方法等は以下のとおりです。

**【納付期限】 翌月 5 日（ただし 3 月分は 3 月 3 1 日）**

※ 市内の認可保育所を利用する場合は、原則、口座振替での支払いをお願いします。

## 口座振替の場合

### ○ 登録方法

『口座振替依頼書』を記入し、振替口座の取扱金融機関に提出してください。

『口座振替依頼書』は、子ども支援課、宇久行政センター、各保育所にあります。

※ 口座振替の登録は、保護者名義の口座のみです。

### ○ 振替日

**翌月 5 日（3 月分のみ 3 月 3 1 日）**

※ 振替日が休日の場合は、翌営業日となります。

（提出した翌月分の保育料から口座振替となります）

※ 3 月分の振替日（3 月 3 1 日）が休日の場合、前営業日となります。

（例）4 月中に口振依頼書提出 → 5 月分保育料から適用  
➡ 6 月 5 日（5 月分）から引き落とし開始（5 月中旬に口座振替開始通知書をお送りします）

### ○ きょうだい児の場合

新しく下の子の利用が決定し、現在上の子で登録している口座と同じ口座から振替を希望される場合は、子ども支援課までご連絡ください。

## <口座振替可能金融機関>

- ・ゆうちょ銀行 ・親和銀行 ・十八銀行 ・福岡銀行 ・佐賀銀行 ・長崎銀行
- ・西日本シティ銀行 ・佐賀共栄銀行 ・九州ひぜん信用金庫 ・九州労働金庫
- ・商工組合中央金庫 ・ながさき西海農業協同組合 ・西海みずき信用組合
- ・長崎県信用漁業協同組合連合会

○ **その他**

前項の口座振替可能金融機関のうち、

**親和銀行・十八銀行・九州ひぜん信用金庫・ゆうちょ銀行**の口座からの引き落としをご希望の方は、キャッシュカードを持って子ども支援課窓口にお越しください（上記4行については、子ども支援課窓口でも登録できます。別途金融機関への『口座振替依頼書』の提出は不要です）。

他の金融機関の口座から振替希望の場合は、『口座振替依頼書』を記入し取扱金融機関に提出してください。（上記の親和銀行等の4金融機関についてもこちらの方法での手続きが可能です。）

**納付書払いの場合**

○ **納付書の発行**

保育所等を通じてお渡ししています。

○ **支払方法**

取扱金融機関・子ども支援課・保育所・宇久行政センター・各支所で納入してください。

※ 佐世保市内の認可保育所のみ取扱いができます。市外の保育所を利用している方は金融機関等で納付してください。

○ **注意事項**

取扱金融機関によっては、納期限が過ぎた納付書の受付ができないことがありますので、ご注意ください。

**<ご注意ください>**

保育料は原則として月ぎめです。家庭の都合や病気等で欠席した場合も、保育料の日割りはできませんので、該当月分の保育料を納付してください。

ただし月途中で入所・退所した方は、在籍期間に応じて日割り計算します。

**保育料は、保護者が責任をもって毎月納期限までに必ず納付してください。**

**納期限を過ぎても納付がない場合は、法的手続きにより財産等の差し押さえを受けることがあります。**



## 【15 病児保育室について】

こんなときが、ありませんか？

（お子さんが病気で保育園に行けないけど、仕事は休めない。  
代わりに見てもらえないし、困った・・・）



病児保育室は、保育所等に通っているお子さんや小学生のお子さんが、病氣中または病氣の回復期（※）に、集団生活が難しく、自宅で休養が望ましいと診断を受けたとき、家庭にかわり一時的にお預かりする施設です。

※ ただし、当面症状の急変が認められない場合に限りです。

### <利用対象者>

- ・ 保育所、認可外保育施設、幼稚園に通園している子ども
- ・ 小学校6年生までの子ども
- ・ 家庭の事情により利用を希望する子ども



### <利用方法>

#### （1）事前登録

利用するには、病児保育室への**事前登録**が必要です（無料）。

- ※ 事前に登録を済ませないと手続きができませんのでご注意ください。
- ※ 手続きに必要な書類（利用者登録書）は、病児保育室、保育所等、子ども支援課にあります。

#### （2）利用するためには

- ①利用を希望する病児保育室へ予約をしてください。
- ②受診中の病院に、「病児保育室」の利用希望を伝え、連絡票（※）を入手してください。予約した病児保育室のある小児科でも受診可能です。
  - ※ 連絡票
    - ・ お子さんの状態を受診中の病院及び保護者に記入してもらうもの
    - ・ 連絡票文書料 500 円が必要です（1つの病氣に対しての文書料）
- ③連絡票の保護者記入欄に必要事項をご記入ください。
  - ※服用している薬等がある場合は、必ず記入してください。
- ④連絡票を持って、予約した病児保育室へ利用の申込みをしてください。
- ⑤利用当日は、弁当（昼食）及びミルク、使用の処方薬が必要です。

## <利用料>

### ◆1日1回：2,000円

※減額制度あり（佐世保市内在住の子どもに限ります）

※別途、連絡票文書料 500円が必要（1つの病気に対しての文書料）

ただし、以下に該当する場合は、利用料が1日1回：1,000円となります。

- ・きょうだい児が同時に利用する場合の第2子目以降の子ども
- ・連続4日以上利用をする場合の子ども

### ◆減額制度について

#### （1）対象

##### ①利用料が無料となる世帯

- ・生活保護世帯
- ・市民税非課税世帯

##### ②利用料が1,000円/回になる世帯

- ・市民税所得割非課税世帯

#### （2）利用方法

①病児保育室での登録手続きの際、必要書類（市民税額が確認できるもの）を添えて申し込みを行ってください。

②減免決定通知は提出書類を審査の上、後日自宅へ送付します。病児保育室を利用するときに、減額決定通知書を提示してください。

※保育所等を利用している場合は、提出書類の提出が不要ことがあります。



## <実施施設>

施設名	電話及び住所	利用時間・期間	休診日
いけだ小児科 病児保育室	Tel：080-8587-6253 （直通） 万徳町8-15	8時30分 ～18時00分  原則として1週間以内 （医師の判断）	日曜・祝日 年末年始 （12月29日 ～1月3日） その他の休診日
かんべ小児科 病児保育室	Tel：47-5711 木宮町4-8		
病児保育 ひよこハウス （くすもと小児科併設）	Tel：31-7828 稲荷町20-10		
さいくさ小児科 病児保育室	Tel：39-1005 権常寺一丁目10-8		





## 【16 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書について】



マイナンバー制度の情報連携により、課税証明書の提出が不要となりました。

利用者負担額（保育料）の決定に必要な市民税額が、個人番号（マイナンバー）で確認ができるようになったため、住民税所得課税証明書の提出が不要となりました。

情報連携を行うには、身元確認と番号確認が必要です。

個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書に、身元確認・番号確認ができる書類を添付いただく必要があります。

※「個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書」は、子ども支援課、宇久行政センター、各施設にあります。

### 身元確認・番号確認について

#### 個人番号カードを持っている場合

身元確認と番号確認が、カード1枚で可能です。

個人番号カード



#### 個人番号カードを持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認をしてください。

身元確認

運転免許証orパスポートなど

番号確認

通知カードor

住民票(マイナンバー付き)など



### <注意事項>

- ① 保護者（父・母等）および同居されている方全員の個人番号（マイナンバー）が必要です。
- ② 申告をされていない方は情報連携ができませんので、ご注意ください。
- ③ 情報連携ができない場合、住民税所得課税証明書の提出を依頼することがあります。
- ④ 個人番号（マイナンバー）が分からない等の理由で提供ができない場合は、住民税所得課税証明書の提出が必要です。